

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る、きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十二年度に係る本庁各課等の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第三号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十二年
度にかかる秘書課、総務部、厚生労働部、経済部及び教育
委員会事務局各課並びに県会各種委員会事務局の定期監
査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年二月十八日

鳥取県監査委員 松本利治

同 萩原治郎
同 千代西尾泰章

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|------|--------------|
| 農地開拓課 | 予防課 | 衛生課 | 労働政課 | 婦人児童課 | 職業安定課 | 保険課 | 厚生援護課 | 地方課 | 統計課 | 會計課 | 企画広報課 | 財政課 | 総務課 | 人事課 | 秘書課 | 監査箇所 | 執行年月日 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 昭和三十三年十月三十一日 |
| 十五日 | | 二十七日 | | 十四日 | | | 十月十三日 | | 六日 | | | | 十一月五日 | | | 杉谷正雄 | |

| | | |
|------------|---|-------|
| 農業改良課 | 同 | 二十九日 |
| 畜産課 | 同 | |
| 蚕糸課 | 同 | |
| 商工課 | 同 | |
| 林務課 | 同 | 三十日 |
| 水産課 | 同 | |
| 農政課 | 同 | 十一月四日 |
| 觀光課 | 同 | |
| 耕地課 | 同 | 十日 |
| 管理課 | 同 | 十月十六日 |
| 義務教育課 | 同 | |
| 体育保健課 | 同 | |
| 庶務課 | 同 | 十七日 |
| 高校教育課 | 同 | |
| 社会教育課 | 同 | |
| 地方労働委員会事務局 | 同 | 二十四日 |
| 県会事務局 | 同 | 三十一日 |
| 人事委員会事務局 | 同 | 十一月四日 |

秘書課

昭和三十三年十月三十一日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

課長ほか五名で知事に対する陳情等の取次、その他連絡調整及び秘書事務を円滑に処理しているものと認めた。

人事課

昭和三十三年十月三十一日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

一 組織機構の合理化、職員の適正配置につきなお検討善処の余地があると思われるので一層の努力を望む。
 なお職員の新陳代謝による給与費の節減及び人事構成の合理化並びに事務の簡素化について一層の配慮を要する。

二 職員の勤務条件及び身分保証並びに格付につきいまだ考究措置すべきものが少くないので、実状を再検討し責任体制の確立と活動意欲の昂揚に配慮を要する。
 三 職員研修は内容充実期に入りいよいよ軌道にのつて

きたが、職場内研修はなお極めて低調である。職場研修こそ直接的且つ必須的研修と思われ、これが計画を策定し、研修担当者及び指導者の選定並びに養成等特に留意し、職員の資質の向上を期されたい。

総務課

昭和三十三年十一月五日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

一 庁舎は何れは本建築を要するがそれ迄の間においても塗装、床張替、照明等内外の体裁と環境整備に今少しく配意が望ましい。

なお東部山林、耕地事務所等に充てている合同庁舎はその位置及び使用の現況にかんがみ、当課で合せ管理することが適当である。

二 切手等の受払整理につき遺漏なきを期されたい。

三 庁内自動車は集中管理によつて効率的使用に努めているが、使用料単価の算出基礎等に明確を欠いているので原価計算を励行し、更に効率化且つ合理化に努め

られたい。

四 駐留労務者の失業対策については美保涉外管理事務所監査において指摘したところであるが、昭和三十年三月以降解雇された数は一、三二〇人うち就業または就業が確定しているものが八五一人で、未就職者四六九人あるので各関係機関との連絡を緊密にし、失業者の動向等実態のほそくにとめると共に就職あつせんに更に努力の要がある。

なお失業者に対し大型土建機械の払下あつせんに成功したことは結構であるが、これが運用指導の万全を期されたい。

五 経理その他事務処理について次の点留意されたい。

1 公報収入確保につとめ特に過年度分整理について努力すること。

財政課

昭和三十三年十一月五日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎

一 予算編成並びに執行に当つては、格別の努力をして
 いることは認められるけれども更に予算措置すべきも
 の、予算積算の合理化、予算執行の適期等につき考
 善処を要するものが少なくないので、予算編成に当つて
 は計画及び実態を十分はあく認識し、適正なる予算計
 上に努めるとともにその執行については事業の緩急度、
 経済効果等考慮の上適期を失せざるよう一層努力の要
 がある。

二 県有財産の取得、管理、維持については、毎年定例
 報告に基き一応財産台帳を整理しているが、図面の不
 備、評価額の不明確、登記未済等なお適確に処理すべ
 きものが認められる。また財産の現況はあくが等閑に
 附されているため管理の完璧が期し難い面もあるので、
 現在の管理体制の改善強化を図り、県有財産の維持、
 管理と効率的利用に万全を期すべきである。

三 ぬい次にわたる税法改正に伴い、賦課徴収事務的
 確処理並びに業務運営の総合的企画と民主的納税の徹
 底につき、一層の指導助言の強化に努むべきである。
 經理その他事務処理について次の点留意されたい。
 家屋貸付料未収金の早期収納整理をすること。

企画片報課 昭和三十三年十一月五日監査
 同 萩 原 治 郎
 同 萩 原 治 郎

一 県政の総合的企画、調整、連絡、調査、審議等に關
 し現行の機構をもつてしては到底円滑な運営が望めず、
 県政運営の一貫性と行財政効果に影響するところが多
 く認められるので、組織機構につき再検討すべきであ
 る。

二 大山出雲特定地域総合開発事業の進捗状況は次表の
 とおり、閣議決定事業費に対し四七・二％で必しも好
 成績ではなからず。
 これは総合事業に対する別枠予算が確保されないこと、
 特定地域事業と一般公共事業と補助率に考慮がなされ
 ていないこと等によるものであつて、政策上の問題で

あるので、これが打開に特別の手を打つ必要があると
 もに総合開発計画改訂等、要望事項の早期実現になお
 一層の努力を望む。
 また鉄道智上線の調査線への指定については引き続き強
 く要請しこれが実現に努力されたい。

| 年度 | 実績 | 対総事業費 比% | 実績累計 | 対総事業費 比% | 備考 |
|----|-----------|-------------|----------|-------------|----|
| 二二 | 八五、八五三 | 九・〇 | 八五、八五三 | 九・〇 | |
| 二一 | 一、〇三三、三二二 | 一〇・五 | 一、九三、〇〇四 | 一九・五 | |
| 三〇 | 九六、〇五八 | 九・九 | 二、九〇、一〇〇 | 二九・四 | |
| 三一 | 一、〇三三、八三三 | 一〇・四 | 三、九三、九三三 | 三九・八 | |
| 三二 | 見込み | | | | |
| 三三 | 七三、〇九二 | 七・四 | 四、六六、〇二五 | 四六・三 | |

三 広報活動は県政だより(三、〇〇〇部)三十三年度よ
 り三、五〇〇部)、広報とつとり(一、〇〇〇部)等
 を発行し各市町村、部落その他関係機関に配布してい
 るが、更に部数の増加を図り早期に末端浸透を期する
 よう一層の配慮を望む。

会計課 昭和三十三年十一月五日監査

同 萩 原 治 郎
 同 萩 原 治 郎

一 会計事務の適正運用については鋭意努力しているが、
 過去の監査、審査、検査等を通じてみるにまだ合理
 的執行につき留意改善すべき事項が少なくない。特に不
 用不急と目される物品購入等が多く見受けられ予算消
 化の懐があるので、更にこれら支出負担行為に対する
 事前審査を強化徹底するとともに、適確なる事務処理
 を図り予算の効率的執行につき一層の努力を望む。

二 出先機関の経理事務については逐年改善は正がなさ
 れているが、いまだ事務的処理等につき統一を欠ぎ、
 又は適切でないものがあるので、会計検査並びに経理
 事務研修会等をしばしば実施し、担当者に対する指導
 助言の徹底及び事務の改善につき一層の配慮を要する。
 また本金庫は毎年検査を実施しているが支金庫につい
 ても適宜検査を実施すべきである。

三 用品調達事業の運用については利用範囲の拡大を図

り合理的運営に努めているが、事務的処理につき検討を要するものが少くないので考究措置せられたい。

また印刷事業の運営については原価計算の確なるはあく並びに原材料の受払、棚卸の励行等事業の合理的且つ効率的執行に一層の努力をされたい。

四 収入証紙制度の運用状況は証紙売捌収入額四千八百八十七万五千余円に対し、振替収入額は四千八百十二万六千余円で、差引七十四万九千余円を歳入歳出外現金として翌年度に繰越している。本庁並びに各かいの整理簿による収入状況報告書の期限内提出の励行、歳入歳出外現金から当該科目に振替時期の適正化等につき更に徹底を期する要がある。

統計課 昭和三十三年十一月六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 国の指定統計職員の配当定員は四十名で前年度に比較し四名減で、これに対する充当現員は三七名(うち

一名臨職)で前年度に比較し三名増加している。

人件費基準額は一号俸増額となつたが、なお一百五十二万余円県費を喰込み前年度より七十七万余円増加している。国に対し引続き増額を要請すべきである。

二 国の委託費及び各種調査員に対する報酬が僅少であり且つ内示が遅く充分な活動が期し難い。これが増額及び改善措置を国に対して強く要請すべきである。

また調査員の資質の向上については更に講習会、研修会等を実施し一層の向上を図られたい。

地方課 昭和三十三年十一月六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 本年度における新市町村建設促進費は施設補助一千八百万円(うち前年度繰越分一百九十万円)及び計画調整補助二百二十二万余円(うち前年度繰越分七十七万円)計二千二百三万余円であるが、事業の年度内執行遅延により一百九十三万余円(施設整備関係一百八十万

円、計画調整関係十三万余円)を三十三年度繰越としているので、差引一千八百十九万余円の交付額となる。また交付状況は次表に示す如くであるが、これが事業

執行に当つては計画促進を図るべく事務指導の徹底に留意するとともに、新市町村の健全なる運営を助長せしめるべく各般の行政指導についても更に努力を望む。

市町村建設促進補助金交付状況 (単位 千円)

| 市町村 | 施設整備補助金 | | 計画調整補助金 | | 合計 |
|-----|----------------|---------------|----------------|---------------|--------|
| | 三十一年度 より繰越金 | 三十二年度分 繰越分 | 三十一年度 より繰越分 | 三十二年度分 繰越分 | |
| 倉吉市 | 3,400 | 1,400 | 150 | 150 | 5,350 |
| 羽合町 | 1,400 | 1,100 | 150 | 150 | 2,700 |
| 岸本町 | 1,100 | 1,100 | 150 | 150 | 2,400 |
| 溝口町 | 1,100 | 200 | 150 | 150 | 1,600 |
| 岩美町 | 1,000 | 1,000 | 150 | 150 | 2,300 |
| 智頭町 | 1,000 | 1,000 | 150 | 150 | 2,300 |
| 三朝町 | 1,000 | 1,000 | 150 | 150 | 2,300 |
| 郡家町 | 1,000 | 1,000 | 150 | 150 | 2,300 |
| 中山町 | 1,000 | 1,000 | 150 | 150 | 2,300 |
| 江府町 | 200 | 200 | 150 | 150 | 700 |
| 若桜町 | 400 | 150 | 150 | 150 | 850 |
| 関金町 | 300 | 400 | 150 | 150 | 1,000 |
| 赤碕町 | 200 | 400 | 150 | 150 | 900 |
| 計 | 12,800 | 12,100 | 1,500 | 1,500 | 26,900 |

二 町村合併の促進については鋭意努力していることは認められるけれども、奥日野地区を始め他の未合併町村はいぜんとして行詰りのままでその後の実状は極めて深刻なものであるので、県は早期に打開策を講じ町村合併促進に格段の努力を傾注されたい。

三 県下市町村の総括的財政状況は赤字団体一市十二町村で、赤字総額は七千五百四十万余円である。これを前年度と比較すると五千一百二十四万余円赤字額を大中に解消し、団体も一市六町村減少している。

また財政構成は歳入、歳出とも健全化しているが、県はなお市町村の健全財政の育成指導につき重点的且つ計画的に実施するよう一層の努力を望む。

厚生援護課 昭和三十三年十月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 千代西尾 泰 章

一 本年度における保護適用状況(県経済にかかるもの)

は延二二、四七一世帯で六二、二二三名扶助費一億一千三百五十七万余円である。これを前年度と比較すると本年度は算定基準の改定があつたにもかかわらず世帯一、六五一人員三、七五〇扶助費三十三万余円それぞれ減少している。扶助費の内訳は医療扶助五四%、生活扶助三七%、教育扶助四%その他扶助費五%で医療扶助費の占める割合は逐年伸張している反面生活保護費は減少を辿っている。

保護決定の適正執行に当つては、指導監査の励行に努めている結果逐次改善の跡は認められるけれども、福祉事務所等の監査で指摘している如く訪問調査の計画不履行、なかでも新規申請にかかる調査決定に対する事務的処理等が遅れているのが相当にあるので、さらに事前指導の強化徹底に留意するとともに保護の効率的執行に一層の努力をされたい。

二 福祉事務所の職員のうち健康上勤務制限をうけているものが多く、さらには担当職員及び活動経費不足のため、保護業務の運営に妨からぬ支障を来しているの

で、関係当局はこれら管内における立地条件を勘案した職員の合理的再配置を図るとともに、適切なる予算措置及び機動力の整備につきさらに検討の要がある。なお、業務内容の特殊性にかんがみ、担当職員の身分保障並びに格付措置等待遇改善につき考究善処の要がある。

三 更生資金の回収率を見ると逐年低下している。殊に本年度予算額八百万円に対し四百九十万二千四百円での回収率は六十一%で極めて低調である。

これは貸付対象者が引揚者等にある関係上回収に困難な面もあるが、さらに関係団体の協力貸付機関の指導督励に努め、資金の効率的運用を図ることが必要である。なお社会福祉協議会を通じて行う世帯更正貸付事業については、同協議会監査で指摘したとおり、生活保護適用ボーダーライン級救済の見地から補助金枠の拡大と効率的運用指導の徹底を望む。

四 消費生活協同組合のうちには事業成績不振により休業状態を続けているもの或は貸付金の償還も満足に出

来難い組合もあるので、これら不振組合の健全なる育成指導につき更に徹底を期すべきである。なお、指導費の増額につきこうりよの要がある。

保 險 課 昭和三十三年十月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 千代西尾 泰 章

一 国民健康保険指導監査費は全額国庫委託金であるが国の算定基準が低いため人件費において、九万七千余円県費喰込みとなつている。

また、国より配当されている医師においても国の算定基準が低いため採用に至らず、従つて療養担当者に対する指導監査が実施されていない実情にあるので、これら算定基準の引上げにつき強く国に要請すべきである。国保の全地域再開に伴い事務量が激増し保健者に対する育成指導の徹底強化は愈々重要度を加えて来たので、各福祉事務所国保連合機関及び国保担当者との

制の確立並びに自主的活動を促進せしめるべく行政指導の徹底につき努力の要がある。
また、検診業務に伴う事務処理が所によつて区々となつていゝるものがあるので、事務面との連けいを密にし業務の効率的執行を図らしめる要がある。

二 予防接種率の向上については努力しているが、いぜんとして低調である。殊に結核検診成績の良好でない市町において、予防接種率が芳しくない傾向を示しているのは当該市町の実施体制の不備に基因するものと思われ、県はこれら市町に対し実施体制の強化を促進指導するとともに傳染病予防に対する衛生知識の啓もう普及宣傳の徹底に努め、住民の衛生思想のこゝろ揚に一層努力されたい。

三 保健婦活動は各所とも所内クリニク、集団検診業務等えの協力で相当の制約をつけ、これがため患家訪問、母子衛生、受胎調節指導等保健婦本来の活動が低調となり計画倒れとなつていゝる面があるので、県はこれら保健婦活動を容易ならしめるべく、現行所業務の

運営、実施面につき再検討を加え適當措置対策を講ずべきである。

四 逐年における精神衛生法に基く患者措置の状況は
年次
申請 受理 鑑定 鑑定の結 同上のう
件数 件数 果法二九 ち措置人
条該当者 院件数
二九 一六三 五四 五一 九
三〇 一一一 七二 六六 二五
三一 九四 四一 三一 七
三二 一二九 一〇三 七四 二五

農地開拓課 昭和三十三年十月十五日監査

監査委員 松 本 利 治
同 杉 谷 正 雄

一 二十八年度から策定された農地交換分合実施五ヵ年計画は本年度をもつて一応完了してゐるが、この実施

状況は計画面積一、七二〇ヘクタールに対し僅か四、二九四ヘクタールの実績で終つてゐる。国は三十三年度より更に第二次計画によつて推進される予定であるので、計画達成に一層努力されたい。

なお新農村建設事業との特別助成地域の事業調整にき配意を要する。

二 自作農創設事業のうち農地対価徴収に伴う未收整理、国有農地の不適確地に対する計画変更の促進、開拓財産管理、処分の適正化及び農地買収売渡実績確定調査事務の促進等未解決事項が多く更にまた農地統制事務処理費は一件当り十八円余の少額であつて充分な調査処理に困難を来してゐる実状である。これらの事業の促進と必要経費の増額考慮につき検討の要がある。

三 開拓指導督励事業のうち開拓農協整備育成事業は国庫助成(二分の一)を得て組合の育改指導 経理、検査、合併促進等の諸施策を通じ組合の総合事務所設立促進を行つてゐるが未だ軌道に乗つてゐないので引続き努力を要する。

また管農指導面においては畜産関係指導員を増置し更に開拓管農振興臨時措置法に基き県下三八組合の認定並びに三六組合の振興計画及び管農改善計画の樹立指導を行つてゐるが、この自主的振興計画を通じ今後県の管農指導の徹底を期すべきである。
四 開拓融資保証協会の育成強化並びに政府資金の導入獲得と活用につき一層努力を要する。

農業改良課 昭和三十三年十月二十九日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 千代西尾 泰 章

一 本年度主要農作物種子更新計画に基く実施状況は左表のとおりであつて、いずれも計画を下廻つてゐる。これらの採種事業は市町村管理のもとに実施され毎年の生産種子は計画必要量確保されているが従来からの生産種子の余剰分に対する措置がなされてゐないため配布に円滑を欠き従つて一般利用度が良くないので、

余剩種子に対する欠損ほてん措置につき検討考慮の要がある。

なおこれらの原種ほ場は農業試験場で管理しているが、該場の監査で指摘しているごとく原種農場の設置、原種配布後の末端指導の徹底につき検討されたい。

種子更新実施状況

| 種類 | 計画面積 ヘクタール | 実施面積 ヘクタール | 実施率 % |
|----|---------------|---------------|----------|
| 水稲 | 九、四〇〇 | 七、八〇〇 | 八三・五 |
| 陸稲 | 一〇〇 | 八四〇 | 八四〇 |
| 大麦 | 六〇〇 | 八〇〇 | 一三三・六 |
| 小麦 | 六、七五〇 | 三、〇〇〇 | 四四・四 |
| 裸麦 | 八、二五〇 | 六、五〇〇 | 七八・六 |
| 大豆 | 一〇〇 | 七〇 | 七〇 |

二 農業改良普及事業の徹底についてはさきに普及所の監査に指摘しているごとく、普及体制の強化、普及員の教養、資質の向上、市町村等受入体制の確立強化更には関係機関出先機関との相互連絡調整等の諸問題

につき格別の配慮が必要である。

三 本年度農業改良資金の運用状況は、貸付決定六四件四百余万円、未確定三百九十余万円、債務保証(未確定)三十六万余円、利子補給三十二万余円(未確定を含む)事務費四十四万余円(未確定を含む)計九百二十四万余円であるが、最近申請件数が増加し相当数の未保証を生じ翌年度に持越している実状である。

また利子補給事業は国の条件制約をうけ保証洩れのもの可成りあるのでこれが救済措置につき検討の要がある。

四 寒冷地農業振興対策要綱に基き本年度国有農業機械を借受け大山麓畑作地帯の開発に乗り出したが、機械の借受時期が年度後半になつたことと、開墾地の立地条件、機械操作の未熟等のあい、路のため所期の実績が挙つていない。地元の認識を得て事業の推進を図るとともにこれらの地区に対する営農指導実施計画につき現地農業改良普及員、営農指導員その他関係課とも連携、いし総合的に営農方法の策定に遺漏のないよう万

全を期すべきである。

五 具有防除機具は東、中、西部病害虫防除所に動力噴霧機二八、動力撒粉機一一二、ミスト三、高圧噴霧機

一六とこのほか直接市町村に貸付けた動力噴霧機、動力撒粉機一一八があるがこれらの保管管理、特に市町村貸付分に対する現況は、あく、並びに活用に配意し万全を期する要がある。

なお機具補修費の予算考慮についても善処されたい。

六 農業、果樹試験場、農産加工所、経営伝習農場等出先機関に対する充実整備並びに運営、事務処理の指導につき一層配慮し遺憾のないよう期されたい。

畜産課 昭和三十三年十月二十九日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾泰章

- 一 本年度種雄畜の導入状況は和牛五、めん羊一、山羊二(以上国庫助成事業)と単独事業として豚四、鶏二

五であつていずれも特定財源で賄われている。本年度は当初計画頭羽数は導入されているけれども特定財源の減収によつて予算的には二十余万円の不執行となつている。国の助成単価の引上要請と財政的考慮及び設置場所の拡大につき検討されたい。

二 和牛造成奨励事業として本年度も引続き保苗牛を指定し優良牛の計画生産事業を進め最近ではこの優良牛の交配指導とその産仔保苗育成に乗り出しているが、更にその徹底につき努力されたい。

三 中小農家向の家畜予託事業は新に本年度から設けられた施策であるが本県では弓浜地帯を指定実施せしめ初年度としてはかなり良い成績を挙げたので今後制度の普及伸張と共同出荷体制の確立に指導徹底が必要と思われる。

四 大山集約酪農建設事業は三年を迎え本年度は集乳組織の確立、乳牛導入、末端技術指導陣容の強化等諸施策を講じてきているが、集約酪農振興計画そのものに再検討を要し、中でも自給飼料の増産、草生改良によ

る草地造成実績は開墾地の立地条件、機械操業の未熟、受入体制の不備等によつて実情に即し難く計画より大きくかけ離れている。事業の普及浸透と周到なる実地踏査に基く堅実な実施計画のもとに諸施策の推進を図るべきである。

五 種畜場、酪農講習所、家畜保健衛生所等出先機関に対する組織機構の整備、事業費の財源措置並びに事業の適正処理と事務指導につき一層配慮されたい。
なお畜産会の育成強化についても格別の配慮が必要である。

蚕糸課 昭和三十三年十月二十九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 千代西尾 泰 章

一 二十九年策定の蚕業振興計画はその後の経済事情の変遷によつて見透し困難となり坐折のまま今日に到り国としても生産抑制のほか根本方針が未確立の状態

である。

しかしながら蚕業収入が本県農家経済上重要な位置にあるのにかんがみ、徒に萎び沈滞すべきではなく桑園栽植による反当収穫量の増強、収繭生産費の切下策につき積極的工夫努力すべきである。

二 夏秋期における桑園の早害が増加しているがこれら早害地帯におけるかん水施設の整備につき関係課と連携し対策を講ずる要がある。

三 県下八蚕業指導所に六九名の指導員を嘱託し所長の監督下においているが指導員の身分はいずれも各郡蚕業協同組合連合会所属職員であるので監督、配置、異動、その他研修等に充満を期し難い実状であるので、身分の改善につき検討善処の要がある。

商工課 昭和三十三年十月二十九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 千代西尾 泰 章

ので予算の増額考慮につき検討の要がある。

林務課 昭和三十三年十月三十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 県下森林組合に対する一斉調査資料からみると五十万円以上の出資組合は全体の僅か一二%で組合事業は伐調資金あつせんと、購買苗木の取扱いが主要事業とされており資本形体は極めて零細であり且つ又一部の組合を除いては組合活動は低調である。従つて本年度は専任職員を増置し更に三十二年度を起点に組合振興三ヶ年計画を自主的に樹立せしめ指導助言に乗り出したことは適切な措置である。更に県森連等関係機関と連携しを密にし強力且つ適切な育成指導に一層の配慮を望む。

なおこれらの育成指導費は半額国庫助成を得ているがほとんど人件費で活動経費は僅か十七万円である。増額考慮につき検討の要がある。

一 中小企業振興対策については本年度中小企業金融公庫から三億余万円の資金を確保するとともに、信用保証協会、中小企業信用保険等の活用をい他面企業診断は個別、産地診断、巡回指導等を実施し、企業の合理化促進に努力がなされているが、更に本県企業の実態からして政府資金の導入、企業組織の強化と診断、保証業務の伸長につき一層配慮を望む。

二 二十九年策定から実施されている設備、近代化融資制度の事業は既に一千六百余万円の貸付実績を挙げ企業の合理化への推進が期せられているが更に本制度の拡大を因つて産業設備の改善に資する必要がある。
なお融資後の企業の適正運営につき巡回指導の強化が必要である。

三 本年度の中小企業協同組合指導費は九十八万余円でこのうち中央会補助金六十万円と共同施設貸付金償還金十八万余円が含まれているので結局指導費は僅か二十万円程度しかこの経費で中小企業振興資金及び設備近代化融資事務に要する信用調査をも実施している

二 林業技術普及事業の徹底については普及活動の積極化と下部組織としての協力団体の設置等によつて一段と認識が深まり活発化してきたが、しかし他面指導員の内務事務が増加し現地活動を著しく圧迫しているので努めて調査照復等事務の簡素合理化を図つてその活動を容易ならしめるべきである。

また指導員の欠員補充、活動実績の分析検討、専門技術員との相互連け、教養等につき更に配慮の要がある。

三 山地治山事業の質的改善と契約方式の改善及び監督体制の強化については是正が加えられ事業の適正執行に意を用いられたことは結構である。更に内部の監督体制の強化並びに監督員への指示徹底、資質向上につき配慮されたい。

四 林道開設事業に対する国の採択基準の改訂により従来の小規模のものは除外されることと、国庫補助金交付要綱の改正によつて県の義務負担がなくなり勢い地元負担が重荷し開設希望が減退してきているが、この

実態にかんがみ補助条件の緩和につき国に強く要請するとともに県費負担措置についても検討されたい。

五 出先機関である山林事務所は森林土木工事等数多くの事業現場を有しているが現在機動力を持つていないため行政効率を著しく低下しているものでこれら機動力の整備につき県は早急措置の要がある。

六 職員は現在本課六四名(内臨職二〇) 出先機関二三八名(内臨職七一) 計三〇二名の大世帯で中でも臨時職員の占める割合が極めて高い。また出先機関においては欠員不補充のため担当区域の変更もみているので事業量を勘案し職員の適正配置につき検討の余地がある。

水産課 昭和三十三年十月三十日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 沿岸漁業振興対策として本年度も引き続き魚礁設置、漁村の実態調査等諸施策を講じているが特に魚礁設置に当つては地元負担の関係もあつて必ずしも適地設置

とはいい難い面もうかがわれるのでこれらは漁相の実態調査及び仮設漁礁の経済効果測定等試験研究機関における総合調査研究と相まつて充分検討の上決定の要がある。

なお県下漁村の実態調査にもとづく基礎的資料による総合施策の策定につき検討されたい。

二 水産団体育成指導の強化につき一層努力を要する。特に漁業公社の育成強化、弱少組合の合併促進、特別助成事業による施設整備、融資あつせん、漁村中堅青壮年の育成指導等諸施策遂行の積極化が望まれる。

農政課 昭和三十三年十一月四日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 杉谷正雄

一 農山漁村建設総合施設事業は前年度に引続き特別助成九地区のほか残り六地区と新に本年度指定を受けた一五地区のうち九地区計二四地区に対し総事業費一億

三千余万円をもつて実施している。この事業推進に當つては事業の適正執行、新市町村建設事業、その他一般助成事業との調整等につき一層配慮を要すべく、また既に事業完了した地区に対する爾後の自主建設の推進と管理運営指導についても遺漏のないよう期すべきである。

二 農業協同組合振興対策については努力は認められるけれども更に組織の整備強化、不振対策、経営改善、検査の徹底等一層配慮を要すべく、また経営改善に伴う一般指導費として農協中央会に対し県費七十万円助成交付しているのが効果が効果確認につき徹底を期する要がある。

観光課 昭和三十三年十一月四日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 杉谷正雄

一 観光施設費八十四万円が観光地に展望台、名所案内

板、門柱等建設しているが工事施行に要する監督雑費が措置されていない。また毎年この種の施設整備が図られているが、これらの県有施設に対する地元との管理責任に明確を欠くものがあるので過去にさかのぼり調査の上、明確にしておくべきである。

二 大山国立公園施設整備は国直轄と県との両面で逐年整備されているが、既設設備に対する維持補修に苦慮し本年度二十万円程度では事欠ぐ状態であるので善処の要がある。

耕地課 昭和三十三年十一月十日監査

監査委員 松本利治 同 杉谷正雄

一 本年度施行事業を前年度と対比すると左表のとおりであつて県営事業の伸びに反し主として団体営耕地整備事業が減少しているが、特に県営事業にあつてはさきに耕地事務所監査の際指摘しているとおりその進捗率は遅々とし完成期までにはなお相当の歳月を要し、

また事業効果促進の面から見てもこれが事業費の獲得と県の財政的考慮につき配慮が必要である。
県営事業 (単位千円)

| 事業別 | 三十一年 | 三十二年 | 増減 |
|----------|--------|--------|--------|
| 県営用排水改良 | 一六、五〇〇 | 二〇、一五〇 | 三、六五〇 |
| 県営畑地かんがい | 四、三〇〇 | 三、七〇〇 | 六〇〇 |
| 農地保全 | 四、七〇〇 | 一、〇〇〇 | 六、八〇〇 |
| 崎津干拓 | 一四、九三三 | 一三、五五五 | 一、三七八 |
| 湯山補助干拓 | 四、五五五 | 一 | 四、五五五 |
| 地盤変動対策 | 一五、二四一 | 一八、〇〇〇 | 二、七五九 |
| 小計 | 六、九三三 | 三四、七三三 | 二七、七九九 |

団体営補助事業

| | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 団体営かんがい排水 | 一三、一七六 | 一一、三六〇 | 一、八一六 |
| 耕地整備 | 三、四三三 | 一六、八三三 | 一三、四〇〇 |
| 地盤変動対策 | 九、四九〇 | 一〇、〇四四 | 五五四 |
| 老朽溜池保全 | 二、八五三 | 一、一五五 | 一、六九八 |
| 小団体開発整備 | 四、一九六 | 二、七六〇 | 一、四三六 |
| 小計 | 六、六一七 | 四三、一五五 | 三六、五三八 |
| 合計 | 一三、五五〇 | 一六、九八八 | 三、四三八 |

二 耕地事業の施行に当つて地域、個所の選択については留意を要するものがある。また本事業のうち補助事業

がその大宗を占め補助決定、遅延等によつて工事施行が困難であるのと、被補助団体における専門的施行技術が低く更にまた地元負担金の問題或いは指導監督に徹底を欠く面があるので、この点留意検討すべきである。

また小団体開発耕地整備事業の施工に当り出先機関との内部連絡に欠けた事例があつた。事業施行面の指導監督と検査系の確立につき検討を要する。

三 事業の縮減に伴つて事業費負担にかかる人件費その他需要経費に不足を生じこのほ、てんを国に要請し県営事業費の一部流用を受け、なおかつ七百余万円一般財源を充当し決算を結了しているが、この事業費流用によつて請負工事費の一部を減額措置し、業者に対し不利益を与えたことは適切と認め難い。

四 耕地事務所に対する事務指導については一層徹底を期すべきである。

管理課 昭和三十三年十月十六日監査

監査委員 松本利治 同 杉谷正雄

一 高等学校整備については各学校定期監査でそれぞれ要請しているので財源確保が図られていることでもあり、極力これが実現に努力されたい。

二 産業教育振興法による施設設備の整備について本年度は施設関係七百四十五万余円で九校、設備関係一千三百三十四万余円で二十二校の充実をはかり本年度末で基準に対する現有率は施設四四%、設備五三%となつている。

しかしながら工業、商業、家庭課程等の施設の充実状況は中国各県に比しても低位にあるのでなお一層努力の要がある。特に三十三年度からは設備に対する国の助成は一般的には打切られたがなお不整備校に対してはこれが充実対策、既設備のもの更新、遊休設備の活用等につき配慮の要がある。

なお弱小規模校及び高額設備の地元負担については相

当の苦痛が見受けられるので考慮を望む。

三 高等学校の需要費については本年度実験実習費(二百万円)の予算措置を講じP・T・A負担の軽減を図つているが本年度所要総額三千九百余万円のうち県費一千五百余万円(四〇・三三%)で差引二千三百余万円(五九・六七%)はなおP・T・A負担である。少くとも五〇%程度県費負担を目標に予算増額方一層の努力を望む。

四 小、中学校危険校舎の解消状況は改築所要総延坪二九、九八九坪に対し補助申請は二〇校三、三三二坪のうち承認されたものが一五校二、六〇六坪(うち一、九四五坪が補助対象)であつて残り二七、三八三坪は未解消となつている。これは市町村の財政負担の困難並びに補助の低率等の関係もあるので国に対し補助率の引上げ及び枠の拡大等強く要請するとともに財源確保により危険校舎を一扫するよう指導の徹底を期されたい。

五 小、中学校の統合については昭和二十九年第一次五

ヶ年計画を樹立し小学校二七校を一三校に、中学校三二校を一二校に統合すべくこれが実現に努力しているが、本年度岸本中学校、河北、東伯各小学校の三校の実現をみ、全体計画の四四%に当る一校が完了し財政的節減にも大いに見るべきものがある。統合促進のあい路は校地買収費に国庫補助がないこと及び国庫補助の少額並びに校舎位置等住民感情が強く支配すること等によると思われるので、国に対する財政措置を強く要請するとともに地教委その他関係機関との連携、を密にし統合促進に一層の配意と努力を望む。

義務教育課 昭和三十三年十月十六日 監査
 監査委員 松 本 利 治

一 昭和三十二年度にかかる小、中学校費を検討すれば、
 (単位千円)

| 区 分 | 支 出 額 | 財 源 | | 内 訳 | 基 準 財 政 需 要 額 | 比 較 |
|---------|-----------|----------|-------------|-----------|---------------|---------|
| | | 国 庫 負 担 | そ の 他 の 財 源 | | | |
| 小 学 校 | 八九三、〇〇六 | 七九七、七三三 | 九五、二七三 | 四八〇、四五一 | 三六五、六九三 | 九四・七五% |
| 中 学 校 | 一、〇三三、六四八 | 四八八、八七七 | 五四四、七七一 | 五三六、七六六 | 四三三、四四四 | 一〇〇・〇〇% |
| 合 計 | 一、九二六、六五四 | 一二八六、六一〇 | 一、五〇二、五〇四 | 一、〇一七、二一七 | 八〇〇、一三七 | 九四・七五% |
| 差 引 増 額 | 一、九二六、六五四 | 六三九、八四二 | 一、二八六、七六二 | 七六、九六六 | 四七、七九三 | 二九・二二% |

であつて義務教育国庫負担法に基き教職員の給与費及び教材費の半額は国庫負担となつているが、交付税法による基準財政需要額より一億五千三百余万円超過し県財政を著しく圧迫しており、前年度と比較してみると二千九百余万円の増加充当となつている。これは主として給与費の自然増に伴うものであつて、本県の立地条件による学校規模等交付税法算定基準が本県の実態にそぐわないのにもよるが、一面平均給与額が全国平均を上廻つている事実をも併せ考慮すれば根本的には学校統合の促進、教職員構成の合理化と新陳代謝等

県自体においても慎重考慮検討を要するものがあると思われる。

二 小、中学校における旅費の運営状況を見ると、
 (単位千円)

| 区 分 | 費 率 | P T A 費 | 計 | P T A 負担率 |
|-------|--------|---------|--------|-----------|
| 小 学 校 | 八、三三三 | 四、九四四 | 一三、二七七 | 三三・五四% |
| 中 学 校 | 四、七六七 | 五、〇〇四 | 九、七七一 | 五二・一九% |
| 計 | 一三、〇一〇 | 一〇、九四八 | 二三、九五八 | 四三・八四% |

であつてP T A負担は総額の四三・八%を占めている。これが内容を見ると教職員の研修に対する旅費の補助

及び旅行、海水浴等生徒、児童引卒のための旅費であつて県において負担すべきものがあり、また県費支出額は文部省基準よりも低額となつている現状であるので県費増額につき留意検討すべきである。

体育保健課 昭和三十三年十月十六日監査
 監査委員 松本利治
 同 杉谷正雄

一 県営プールとして三十一年度湖山地区内に本年度中部上井地区に建設し体育施設の充実を図つてはいるが、こ

れが維持管理の責任分野が判然としていないのでこれが明確化を期するとともに施設の高度利用について最善の措置の要がある。

二 市町村体育振興事業として本年度より新規事業として体育指導委員制度を設け各校区一名、市町村一名計三百名の委員を委嘱し末端に対する社会体育の振興を図つてはいるが、これら委員の活動経費について予算計上の要がある。

三 学校給食の普及状況を見ると

| 学校種別 | 年度 | 生徒数に対する普及状況 | | 学校数に対する普及状況 | |
|------|----|-------------|------|-------------|------|
| | | 完全給食 | 補食給食 | 完全給食 | 補食給食 |
| 小学校 | 29 | 76.6 | 15.7 | 24 | 1.9 |
| | 30 | 82.6 | 13.4 | 21 | 3.3 |
| 中学校 | 31 | 84.5 | 12.9 | 19 | 4.3 |
| | 32 | 86.7 | 11.7 | 18 | 3.8 |
| 計 | | 76.6 | 13.9 | 24 | 2.8 |

であつて年々向上を示していることは結構である。更に普及について指導援助を望む。

四 教職員及び生徒の結核罹患状況は教職員三百八十二名、生徒一千七百八十六名合計二千一百六十八名(罹患率一・五七%)で昨年度における教職員三百七十七名、生徒一千三百二十二名合計一千六百二十九名(罹患率一・二四%)に比し五百三十九名(罹患率〇・三三%)多く依然として増加の傾向にある。他面養護教諭は年々減少し特に最も罹患率の高い小学校では本年は更に七名減少して五十名となつてはいる。

養護教諭の確保と懸案であつた学校保健法の施行による学校保健の強力な推進につき格別の措置指導に努められたい。

庶務課 昭和三十三年十月十七日監査

監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 杉谷正雄

一 給与事務所と社会教育、義務教育各分室の在り方については既に指摘したところであるがこれが合理的運

営について考究善処されたい。

二 市町村教育委員会の指導連絡調整の強化を図り刻下問題の多い教育行政の円滑なる運営を期するよう一層の努力を望む。

三 教育調査費四十万円のうちの委託調査(卒業後の就職状況調査、学校給食調査、市町村教育指導調査)費は十一万余円であるが、金額僅少のため県費にし、わよせせられているのでこれが増額方につき要請の要がある。

四 教員研修施設の拡充、研修諸費の増額を図り、知識の向上を期すべきである。

高校教育課 昭和三十三年十月十七日監査

監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 杉谷正雄

一 高等学校教職員確保については毎年努力され、本年度は文部省乙号基準に対し八七%を確保したが、全国

平均から見ればなお五%低位にある。常勤講師をもつてかろうじてこれを補填しているがその身分保障について根本的に検討の余地がある。退職者の優遇措置に併せて教職員の新陳代謝、産休、結休体制の確立を図り学校運営の正常化に努められたい。

二 三十三年四月東伯実高、日野実高の独立をみたのであるがこれらの校舎は分校当時の現状にあるので地勢、交通、生徒の状況並びに施設設備の充実、教育効果の向上等の見地からして校舎の統合につき検討されたい。なお現在の定時制分校の整理統合につき検討考慮すべきものがある。

三 盲、ろう学校と養護施設との関連については関係部課、学校、施設等と緊密なる連絡調整を図り効率的教育の向上と児童福祉の万全を期するようなお一層の努力を望む。

四 高等学校授業料の徴収については各校とも早期徴収、事務の適正処理に努力が払われているが、中には年度中途において相当額滞納となつている学校もあり収納

事務処理についても検討を要するもの等があるので、円滑なる予算執行、事故未然防止の点からなお一層事務指導の要がある。

社会教育課

昭和三十三年十月十七日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 杉 谷 正 雄

一 社会教育費は三百六十一万余円で前年度より幾分増額を見たが全国的にみて下位から三番目に位し倉吉市四百五十万円、米子市三百八十五万円より低く鳥取市三百十万円より僅かに多い。大会、研修会、派遣等義務的経費に追われ社会教育諸団体の育成助長等積極的経費に事欠ぐ実状であるので財政当局はこれら諸事業の内容に更に検討を加え適切なる予算措置に留意されたい。

二 社会教育の基幹となる公民館は四八市町村で一八三館(併設一六、新設一八、転用四九)と分館約一、

一八〇あるがその内容はほとんどみるべきものがない。専任職員も館長三、副館長一、公民館主事九四、主事補二、その他事務職員充当二六、計一二六名で五七館は兼務職員で運営されている。公民館の施設設備並びに専任職員の充実につき強力なる助言指導に一層の努力を望む。

三 視聴覚教材として現在ナトコ映写機ほか十九台(うち二台修理中)フィルム七百余本を有し、(県下三地区の市町村視聴覚教育協議会所有分を含む)その利用状況は東部地区四百三十七回一千三百一十一本、中部地区二千九百三十八回九千七百十本、西部地区三千二百八十五回一万四千八百五本で東部地区が西、中部地区に比して低調である。

本年度二十六万円でフィルム八本を購入しているが、アメリカ大使館貸与分が一般に魅力の少ない現状からしてフィルム更新について配慮の要がある。

また三十三年度から視聴覚ライブラリーの法的改組を指導して内容の充実を図りつつあるがこれが強化、公

民館、学校における教材の整備、促進、指導者の養成等本教育の振興助長に一層の努力を望む。

地方労働委員会事務局

昭和三十三年十月二十四日監査

監査委員 松 本 利 治

一 本年度において組合資格審査二十一件、不当労働行為事件一件、争議調整四件、実状調査十五件を受理し不調一件、打切一件、あつせん移行二件あつたが他は全部年度内に解決している。

なお庁舎移転については前回も要望している如く業務運営上支障が認められるので早期移転につき考究善処の要がある。

二 労働調整法第十四条二によりあつせん員は費用の弁償を受けることが出来且つ受給しているが、給与条例に規定されていないので、これが正当支給出来得るよう是正検討の要がある。

